

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書 (P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	保険年金課
3	1	1	社会福祉総務費	200		

I：事業概要

施策事業名	国民健康保険特別会計繰出金
事業目的	国民健康保険制度の財源は被保険者の負担する保険税と国庫負担等で賄うことが原則とされているが、高齢者や低所得者等が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題があるため、保険者である市が財源の一部を一般会計から特別会計へ繰り出すことにより安定化を図る。
事業内容	根拠法令等に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険税軽減分） 低所得者に係る均等割・平等割軽減分（7割・5割・2割）を繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険者支援分） 低所得者の多い保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するもので、軽減対象となった被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を繰り出す。 ○子ども均等割軽減繰出金 未就学児の均等割5割軽減分を繰り出す。 ○産前産後軽減繰出金 産前産後の母親の所得割、均等割軽減分を繰り出す。 ○財政安定化支援事業繰出金 国保に低所得者や高齢者が多いことによる影響（税・医療費）を勘案して算定した額を繰り出す。 ○事務費等繰出金 国保事務に要する経費のうち、国庫補助対象を除いた額を繰り出す。 ○出産育児一時金繰出金 給付した出産育児一時金の2/3を繰り出す。 ○その他繰出金 ・福祉医療波及分として、福祉医療実施により国庫負担金等の減額部分を繰り出す。 ・特定健診・保健指導経費のうち、国単価による基準額を超える部分を繰り出す。 ・被保険者の保険税負担の急増を抑えるため、期間を決めて繰り出す。 ●主な決算の内訳 ○国民健康保険特別会計繰出金 527,695,000円 ○国民健康保険特別会計繰出金前年度精算金 4,945,247円
事業の成果・効果	低所得者に係る保険税軽減分などを繰り出すことで、他の加入者の保険税負担とならないようにしている。 保険者が実施すべき保健事業にかかる費用や事務費用などを繰り出すことで、保険税負担への転嫁を抑えている。 市施策である福祉医療の実施による国庫負担金等減額分について繰り出しを行い、加入者の負担とならないようにしている。 期間を決めた計画的な繰り出しを行うことにより、被保険者の保険税負担の急増を抑えている。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

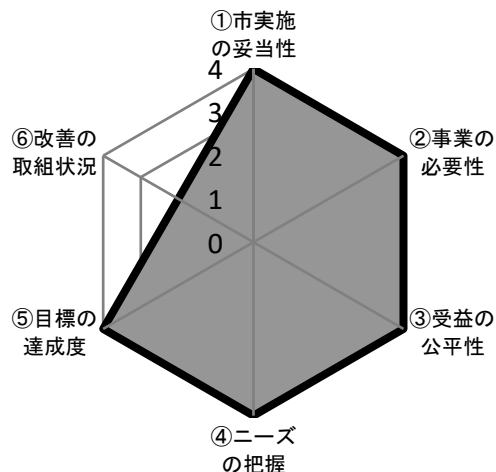
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
国民健康保険特別会計繰出金	532,640	253,534	279,106	52%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	532,640	253,534	279,106	52%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		449,797	532,640	474,816
財源内訳	国県支出金	243,981	253,534	237,442
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	205,816	279,106	237,374
一般財源の割合		46%	52%	50%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険事業を実施するための国の負担（国民健康保険法第72条の3）などを繰り出すものであり、国民健康保険財政を安定的に運営するために市で実施する必要がある。
②事業の必要性	4	国民健康保険財政を安定的に運営するために実施する必要がある。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約12,000人の市民が利用する保険の財政運営に係る繰出金である。
④ニーズの把握	4	繰出金の範囲等について、被保険者（受益者）だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、予算範囲内の繰り出しを行った。
⑥改善の取組状況	2	サービスそのものではなくサービスを行うための財政運営に係る業務であり、広く市民に情報発信するものではない。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	令和5年度に作成した計画に基づき、被保険者の保険税負担の急増を抑えるための繰り出しを実施した。
令和7年度に見直しを実施している事項	令和6年度決算を基に財政分析を行い、被保険者の保険税負担の急増を抑えるための繰り出しについて適切な金額を設定する。
今後見直しを検討する事項	被保険者の急激な負担増とならないよう適切な税率改定を行い、令和11年度には保険税負担の急増を抑えるための繰り出しを解消していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
国民健康保険財政の安定的な運営	引き続き、根拠法令等に基づく国民健康保険特別会計への繰り出し及び被保険者の保険税負担の急増を緩和するための繰り出しを行い、国民健康保険財政の安定的な運営を図る。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	保険年金課
3	1	5	国民年金費	212		

I：事業概要

施策事業名	国民年金
事業目的	●国民年金法に基づく法定受託事務の遂行 ●年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく市町村での事務の遂行
事業内容	●全体計画 ○日本年金機構事務センター及び年金事務所と連携し、法定受託事務を行う。 ●事業内容 ○各法や事務処理基準に定められた法定受託事務（被保険者の国民年金1号資格取得、国民年金保険料免除申請の受付、年金生活者支援給付金申請の受付、世帯及び所得状況の提供）を年金事務所と連携し、適切な事務や回答を行う。 ○年金事務所と連携し、年金制度や請求等に関する相談業務を行う。 ●決算の内訳 ○特別旅費 2,280円 ○消耗品費 124,870円 ○通信運搬費 78,000円 ○愛知県都市国民年金協議会負担金 600円
事業の成果・効果	●法定受託事務については、業務全般を滞りなく作業を進めることができた。 ●国民年金の資格取得時に一般免除や学生特例の申請の説明を行い、未納者を作らないよう対応することができた。 ●法定受託事務以外の業務については年金事務所等と連携し、一括納付や口座振替の推進を行った。 ●国民年金1号加入者が出産することにより、一定期間保険料が免除される産前産後期間免除制度の対象者に勧奨通知を送付し、制度周知と申請勧奨を行った。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

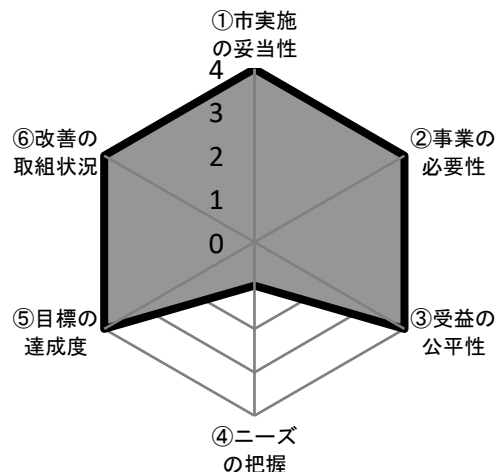
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
国民年金事務	206	206	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	206	206	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		171	206	226
財源内訳	国県支出金	171	206	226
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
一般財源の割合		0%	0%	0%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民年金法第6条及び国民年金市町村事務処理基準に基づくものである。
②事業の必要性	4	国からの法定受託事務であり、市民の将来の収入に直結するものである。
③受益の公平性	4	厚生年金、共済年金に加入していない20歳以上60歳未満の市民が加入対象であり、その市民の将来の収入に直結するものである。
④ニーズの把握	1	国からの法定受託事務のため、市としてニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	4	年金相談の実施、産前産後期間免除制度対象者への制度周知と申請勧奨等、市民に対してわかりやすい説明と対応を行った。
⑥改善の取組状況	4	法定受託事務のため、市が主体となる制度改善は困難であるが、市民への制度周知、ホームページや広報による情報発信、事務の見直しを行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び各法事務処理基準に基づく業務のため、見直しを行う必要がないものである。
令和7年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	保険年金課
3	1	6	福祉医療助成費	212		

I：事業概要

施策事業名	福祉医療助成
事業目的	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、不安なく医療を受けてもらうことを目的とする。
事業内容	●全体計画 ○医療費の自己負担分を根拠条例、規則に基づき助成する。 ●事業内容 ○各福祉医療受給者証交付申請書を受付審査し、受給者証を交付する。 ○医療に要する額から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の全額又は一部を医療費として支給する。 ●主な決算の内訳 ○障害者医療費135,758,224円 ○子ども医療費405,981,623円 ○母子父子家庭医療費37,850,293円 ○精神障害者医療費86,185,023円 ○後期高齢者福祉医療費163,072,992円 ○養育医療費6,572,931円
事業の成果・効果	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減することができた。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

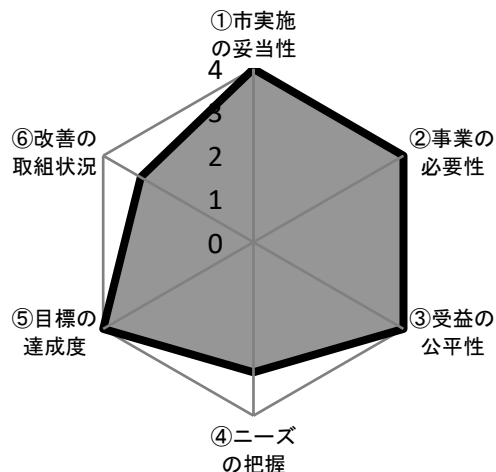
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
福祉医療助成事務	9,817	2,253	7,564	77%	2	2	2
障害者医療助成	135,758	65,242	70,516	52%	4	4	4
子ども医療助成	405,982	231,919	174,063	43%	4	4	4
母子父子家庭医療助成	37,850	37,401	449	1%	4	4	4
精神障害者医療助成	86,185	18,464	67,721	79%	4	4	4
後期高齢者福祉医療助成	163,073	71,494	91,579	56%	4	4	4
未熟児養育医療助成	6,573	3,670	2,903	44%	4	4	4
合計	845,238	430,443	414,795	49%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		846,166	845,238	871,428
財源内訳	国県支出金	255,655	247,682	276,456
	地方債	0	0	0
	その他	306,169	182,761	96,554
	一般財源	284,342	414,795	498,418
一般財源の割合		34%	49%	57%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	犬山市障害者医療費支給条例第4条、犬山市子ども医療費支給条例第4条、犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例第4条、犬山市精神障害者医療費支給条例第5条、犬山市後期高齢者福祉医療費支給規則第8条により市で実施。
②事業の必要性	4	医療費を助成することにより、経済的な心配をすることなく医療にかかることができる体制を整え、市民の福祉及び健康増進を図るために、継続が必要な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	4	18歳以下の子どもの保護者、障害者、母子父子家庭者約15,000人という多数の市民が対象となる事業である。
④ニーズの把握	3	県の補助制度に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	電子申請の導入により申請時の負担を軽減するなど、福祉医療の事務を円滑に実施できた。
⑥改善の取組状況	3	市民の負担軽減、ホームページや広報による情報発信、事務の見直しを行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	母子父子家庭医療費受給者証年次更新申請において電子申請を導入し、市民の利便性の向上を図った。
令和7年度に見直しを実施している事項	国における医療DX推進への対応 ・PMH（マイナンバーカードによる資格確認）への参加
今後見直しを検討する事項	引き続き、国における医療DX推進への対応を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
県、他市の福祉医療制度見直しの動向を注視する必要がある。	令和4年度より子ども医療費助成の拡大を行っており、当面は見直しの必要はないと考える。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	健康福祉部
款	項	目			課 名	保険年金課
3	1	8	後期高齢者医療費	216		

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者医療療養給付費負担金
事業目的	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担し、療養給付の安定を図る。
事業内容	●全体計画 ○根拠法令に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金を支出する。 ●事業内容 ○後期高齢者医療制度に加入する犬山市の被保険者分の医療給付費の1/12(市負担分)を、広域連合が提示する支払計画に基づき支出する。 ●決算の内訳 ○後期高齢者医療療養給付費負担金 925,423,793円
事業の成果・効果	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担することで、安定した療養給付を維持した。

I I：個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

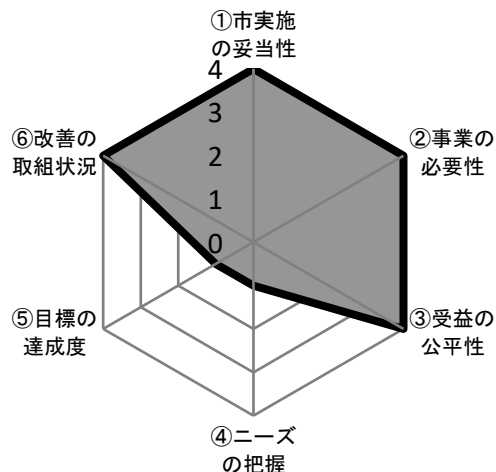
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
後期高齢者医療給付費負担金	925,424	0	925,424	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	925,424	0	925,424	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		886,377	925,424	913,099
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	886,377	925,424	913,099
一般財源の割合		100%	100%	100%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律により、市が療養給付費の一部を負担する。
②事業の必要性	4	後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を負担し、療養給付の安定を図る。
③受益の公平性	4	約13,000人の市民が利用する、保険制度を維持するうえで必要なものである。
④ニーズの把握	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市としてニーズは把握していない。
⑤目標の達成度	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市として目標は立てていない。
⑥改善の取組状況	4	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、改善の取り組みを要するものではない。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律により定められた費用を支出するものであり、見直しの必要がないものである。
令和7年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	8	後期高齢者医療費	216

部局名	健康福祉部
課 名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計繰出金
事業目的	後期高齢者医療における事務経費等市負担分、低所得者の保険料の軽減分を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、後期高齢者医療特別会計の安定を図る。
事業内容	●全体計画 ○根拠法令に基づき、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しする。 ●事業内容 ○後期高齢者医療制度に係る市の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分を、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として支出する。 ○市は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、資格確認書の引渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収を実施。 ●決算の内訳 ○保険基盤安定繰出金 229,848,960円 ○事務費繰出金 23,498,425円 ○その他繰出金 14,611,000円
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

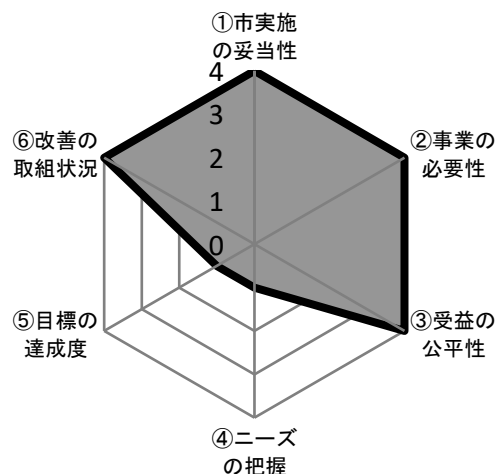
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
後期高齢者医療特別会計繰出金	267,958	172,386	95,572	36%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	267,958	172,386	95,572	36%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		235,837	267,958	289,505
財源内訳	国県支出金	153,463	172,386	186,313
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	82,374	95,572	103,192
一般財源の割合		35%	36%	36%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約13,000人の市民が加入する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは、後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律に定められた業務を実施するものであるため、見直しの必要がないものである。
令和7年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	8	後期高齢者医療費	216

部局名	健康福祉部
課 名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者保健
事業目的	後期高齢者医療被保険者に対する保健事業（健康診査、保健事業と介護予防等の一体的実施）を、効率的かつ効果的に実施する。
事業内容	●全体計画 ○高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、市が健康診査を実施する。 ○健康診査未受診者、医療機関未受診者等に対し、保健師が訪問するなど、医療機関への受診勧奨や通いの場への案内を行う。 ●事業内容 ○後期高齢者医療被保険者の健康診査 ○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施 ●主な決算の内訳 ○通信運搬費 1,519,666円 ○手数料 1,596,650円 ○後期高齢者健康診査委託料 66,422,762円
事業の成果・効果	健康診査、保健事業と介護予防の一体的実施を実施することで、フレイルに着目した健康課題を把握し、健康講座への案内等、必要なアプローチを実施した。

II：個別事業内訳

（単位：千円）

（見直し・点検進捗評価は4段階）

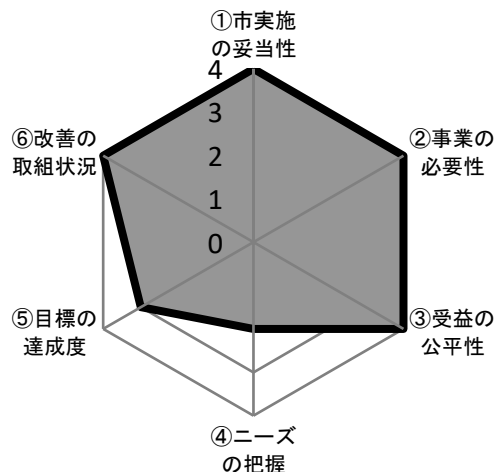
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
後期高齢者保健	70,320	61,963	8,357	12%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	70,320	61,963	8,357	12%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		67,740	70,320	80,936
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	60,765	61,963	62,875
	一般財源	6,975	8,357	18,061
一般財源の割合		10%	12%	22%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施するものである。
②事業の必要性	4	後期高齢者の健康診査は、生活習慣病の早期発見や重症化予防、フレイルの予防を目的としており、健康状態を知る第一歩として必要なものである。
③受益の公平性	4	約13,000人の被保険者を対象とする事業である。
④ニーズの把握	2	法に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	3	犬山市の健診受診率は愛知県の受診率(R5年度36.9%)を上回っているが、R5年度が43.8%、R6年度が43.5%であり、わずかに減少した。
⑥改善の取組状況	4	従来の受診券から氏名等記入済みの受診票に変更するなど、受診率向上のための改善に努めている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	受診票を入れる封筒及び同封物について、市民にわかりやすいようにレイアウトの見直しを行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	健康診査受診率向上に向けた検討を行う。
今後見直しを検討する事項	引き続き、健康診査受診率向上に向けた検討を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
後期高齢者被保険者数増加に伴う後期高齢者医療健康診査結果入力作業の増加及び尾北医師会管内広域実施に向けた検討	現在、市で行っている健診結果入力作業を外部委託することにより、事務効率の改善及び尾北医師会管内市町の健診実施方法の統一を検討していく。